

- まちづくりについての情報を幅広く発信するため、公式ブログを開設しました！！(note)
- 自治体の職員の方はもちろん、広く一般の方にもまちづくりの良い事例や、流域治水として「まちとかわの関係」などの取組を知ってもらいたい！と思い、自治体などの取り組み事例紹介や有識者へのインタビューなど随時更新！



↓ここから見られます！



https://note.com/kanto_machinote/all

○事例紹介○

○自治体のまちづくりや流域治水に関する取り組み事例などを紹介しています！

掲載記事一覧(R5.3.23現在)

- 1 関東まちづくりnoteはじめました！
- 2 スケボーパークは大雨時の縁の下の力持ち！？
- 3 まちとかわの関係を考える連載、はじめます
- 4 教えて流域治水！まちづくりはどう関わる？
- 5 冠水しても予定通り試合できるスタジアム
- 6 柏の葉に学ぶ水とまちの素敵な関係
- 7 HELLO, NEW CITY. うつのみや
- 8 防災とまちづくりについて考える
ー加藤孝明先生インタビュー(前編・後編)
- 9 【視察レポート】荒川水循環センターと荒川調節池に行ってきました！
- 10 イノベーションの主役は誰??ーミズベリングディレクター岩本唯史氏インタビュー(前編・後編)
- 11 アメリカの気候変動とまちづくり～古澤えりさんインタビュー(前半・後半)

⇒To Be Continued。。

教えて、
流域治水！

関東地方地方整備局
河川部 河川計画課
X
建政部 都市整備課



教えて流域治水！まちづくりはどう関わる？

♡ 24

まちづくDnote: 関東地整 都市整備課
2023年1月11日 12:29



こんにちは！都市整備課、改め流域治水推進室です！
さて、前回、「まちとかわの関係を考える連載、はじめます」ということ
で、川と街が大きく関係してきていることを学びました。
今回は、流域治水について都市部局の関わり方を考えるべく、都市整備課
(の土木に明るくない建築職)から関東地方整備局 河川部 河川計画課にイ
ンタビューしてきました。



アメリカの
気候変動対策とまちづくり (前半)
古澤えり氏 インタビュー

アメリカの気候変動とまちづくり ~古澤
えりさんインタビュー 前半

♡ 17



冠水しても予定通り試合できるスタジア
ム

♡ 13



HELLO, NEW CITY. うつのみ
や

59



Photo by 17genai

スケボーパークは大雨時の縁の下の力持ち！？

♡ 91

まちづくりnote: 関東地整 都市整備課
2022年12月19日 16:45



みなさんこんにちは。都市整備課です。

めっきり寒くなってきましたね。おでんが恋しい季節です。

さて、今回は、茨城県下妻市のスケートボード専門パーク、「waiwaiドームしもつま」をご紹介します。

スケートボードといえば、2021年の東京オリンピックで正式種目に採用され、日本人選手の活躍に注目が集まりましたね。

「スケートボードパークが水と川とまち・都市の在り方を考える連載とどう関係するの？」そう疑問に思う方もいらっしゃるかもしれません。

実は、平時だけでなく、大雨が降った時にも大活躍する画期的な広場なんです。

▼ 目次

“waiwaiドームしもつま”って？

なんで、縁の下の力持ちなの？

他にもあるよ！下妻市の水とまちの素敵な関係

おわりに

“waiwaiドームしもつま”って？

waiwaiドームしもつまは、商業施設の跡地につくられたまちなか広場です。スケートボードパーク、屋根付きの多目的広場、地域交流センター等が併設されていて、幅広い年代の方が利用できる多目的施設となっています。

中でも、スケートボードパークは、なんと東京オリンピック・パラリンピックの競技大会・組織委員会の公式サイトにスケートボードの観光地として掲載されているんです！



スケートボードパークを上から見るとこんな感じ。
(公式youtubeより)



斜めから見るとこんな感じ。
(公式youtubeより)

さらに、スケートボードパークの隣には、屋根付きの多目的広場があります。

スケートボードの練習に疲れたら、気分転換にバスケやバドミントンを楽しむのも良いですね。屋根付きなので、天気が悪くても安心！



バスケットコート2面分の広さ。広々使えますね。
(公式youtubeより)

ちなみに公式youtubeはこちらです。

Waiwaiドームしもつま・さん歩の駅サン・SUNさぬま



なんで、縁の下の力持ちなの？

ここまで、waiwaiドームの普段の楽しみ方をご紹介しました。

では、大雨が降った時にwaiwaiドームがどんな風に活躍するのか、一緒に見ていきましょう。

実はwaiwaiドームは、雨水を一時的に貯める調整池としても利用することができるんです。

普段の写真を見ると、水がないので池のように見えません。でも、大雨が降ると、ここにどんどん水が貯まっていきます。

このような施設を「調整池」といい、雨水を地中にしみ込ませたり、一時的に貯めたりすることを「雨水流出抑制」といいます。



降雨後のwaiwaiドーム（提供：下妻市都市整備課）

雨が降ると、水は山や畑等の地中にゆっくりとしみ込みます。

ところが、最近はコンクリートやアスファルトの舗装がどんどん増え、降った雨がしみ込む場所が少なくなっていました。

その結果、行き場を失った雨水は、一気に下水道や川に流れ込みます。

下水道や川が処理できる水の量には限りがあるため、処理能力を超えた分は下水道や川から溢れて、まちを水浸しにしてしまいます。

溢れた水はプールとは違って勢いがあり、水の深さが50cmを超えると、大人でも歩くのが困難と言われています。伊勢湾台風の避難者アンケートでは小学5,6年生でも水深20cmで非難が困難だったそうです。（「洪水ハザードマップの手引き」より）



小貝川 S61災害の様子（出典：国土交通省HP）

だからこそ、調整池はとても重要です。

降った雨を一時的に貯めておき、落ち着いてから少しずつ流せば、下水道や川の負担を減らし、まちが水浸しになることを防ぐことができるからです。

「waiwaiドームしもつま」は、スポーツを楽しむ施設としての役割だけでなく、大雨が降った時に下水道や川に水が一気に流れ込まないようにする大切な役割を担っています。

一見すると水や川とは関わりがなさそうに思えますが、大雨の時は大活躍する縁の下の力持ちなんです！

他にもあるよ！下妻市の水とまちの素敵な関係

下妻市は、まちと水に関するルール（=条例）を定め、様々な取組を行っています。（実はどの自治体にも似たようなルールがありますが、それについてはまた別の機会です。）

例えば、下妻市の環境基本条例には、水辺の適正な保全に関する項目があります。

第10条 市は、平地林、農地、水辺地等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めるとともに、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めなければならない。

(資源の循環的な利用等の促進)

下妻市環境基本条例

この記事の締めくくりとして、砂沼を活用した下妻市の水辺まちづくりを少しだけご紹介します。

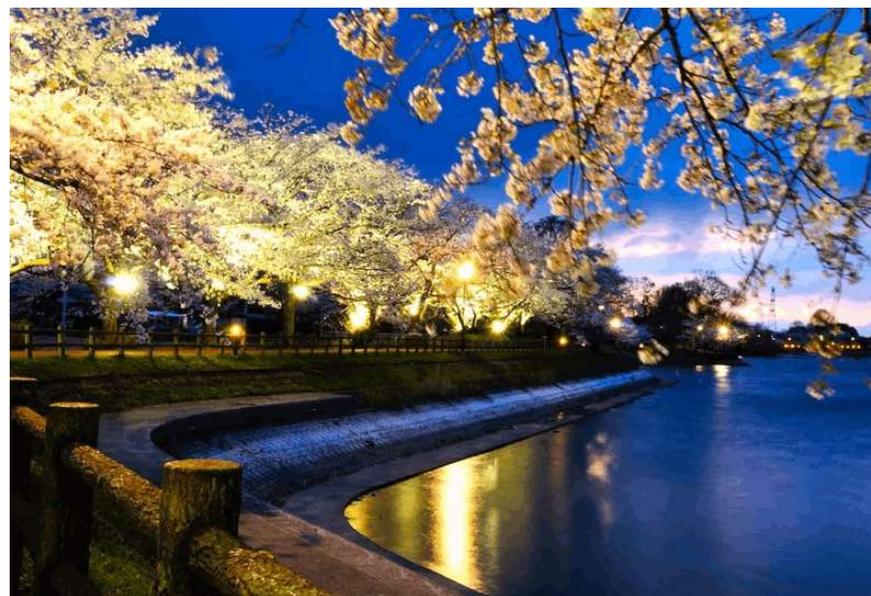
砂沼とは、下妻市にある農業用ため池で、古くから地域住民の生活に潤いを

与えてきました。

さらに、茨城百景に選ばれるなど、桜の名所としても知られています。



満開です！
(ニッポン旅マガジン 第48回しもつま砂沼桜まつり より)



夜はライトアップされることも。水面に光と花が反射して、なんだかとても幻想的。
 (ニッポン旅マガジン 第48回しもつま砂沼桜まつり より)

ところが、砂沼は今、少子高齢化や人口減少、そして新型コロナウイルスの流行に伴うライフスタイルの変化など、大きな課題に直面しています。

100年後も魅力あふれる場であり続けるために、そして下妻市での暮らしをもっと豊かにするために、今何ができるか。

そんな思いから、下妻市の新しいまちづくり構想が誕生しました。

このまちづくり構想では、砂沼を中心に職・住・遊・学が近接する空間の実現を目指します。

地方創生エリア、コンパクトシティエリア、かわまちづくりエリア、水辺まちづくりエリア等、地域の特性を活かしてエリアを分けるだけでなく、それぞれのエリアの繋がりを強化して下妻市の魅力を高めていくのです。



砂沼のまちづくりの全体構想
 (下妻市公民連携まちづくり構想【砂沼戦略】より)



砂沼のまちづくりの将来ビジョンイメージ
 (下妻市公民連携まちづくり構想【砂沼戦略】より)

このビジョンの実現に向けて、水辺を楽しむ活動も実際にはじまっています。



おわりに

今回は、waiwaiドームしもつまと下妻市のまちづくり構想をご紹介します。
た。

waiwaiドームは一見すると水とは無関係のように見えますが、実は大雨が降った時の縁の下の力持ちでした。

下妻市の取組は、水とまちの関わり方について、私たちに大切なヒントを教えてください。

新しい暮らし方の実現に向けて、下妻市はどのように変わっていくのでしょうか。

皆さんも、身近な事例からまちと水の一緒に考えてみませんか？

次回も水とまちの良好関係な事例を探してきてご紹介しますね！

楽しみに！

⇒これまでのまちづくり

都市計画法に基づく都市計画

(手法) 民間に対する**規制**、行政による**インフラ整備**
 (趣旨) 区域区分、開発行為規制、都市計画事業により、郊外のスプロール化(無秩序な市街化)の抑制、効率的な都市基盤整備を実施
 →**開発圧力に対し都市の規模拡大をコントロール**

⇒コンパクトシティにむけたまちづくり

都市再生法に基づく立地適正化計画

(手法) 民間に対する**経済的インセンティブ**
 (趣旨) 都市計画の規制を前提に、**規制緩和、税財政支援等の誘導手法**により、まちなか・公共交通沿線等に住宅、医療・福祉、商業等の**機能の立地を誘導**し、都市をコンパクト化
 →**人口減少下で都市機能の立地をコントロール**



立地適正化計画に対する支援措置

- 計画の作成に対する補助、コンサルティング
- 誘導施設の整備に対する補助・金融・税制支援
- 公共交通ネットワークの整備に対する補助

都市計画区域

市街化区域

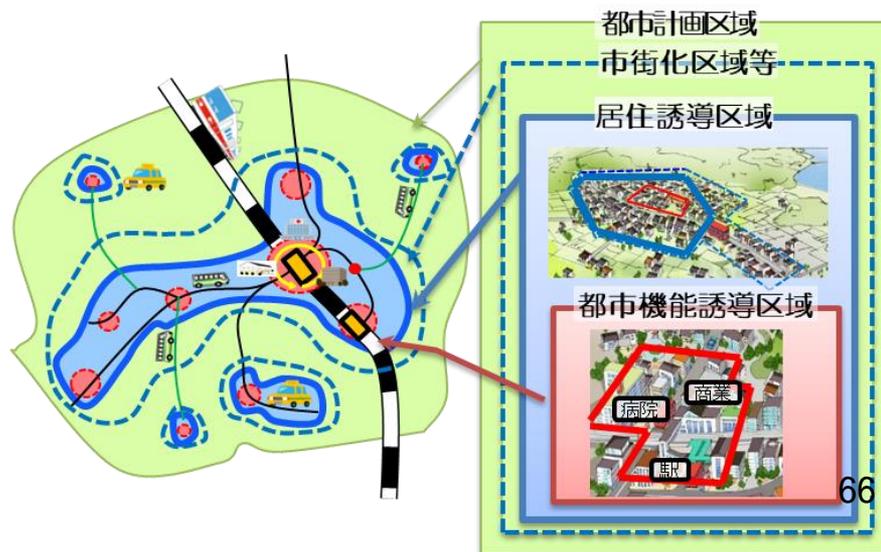
- 既成市街地及び10年以内に優先的に市街化を図る区域
- 用途地域(建物の用途、密度、形態等を規制)を指定
- 都市施設、市街地開発事業を実施

市街化調整区域

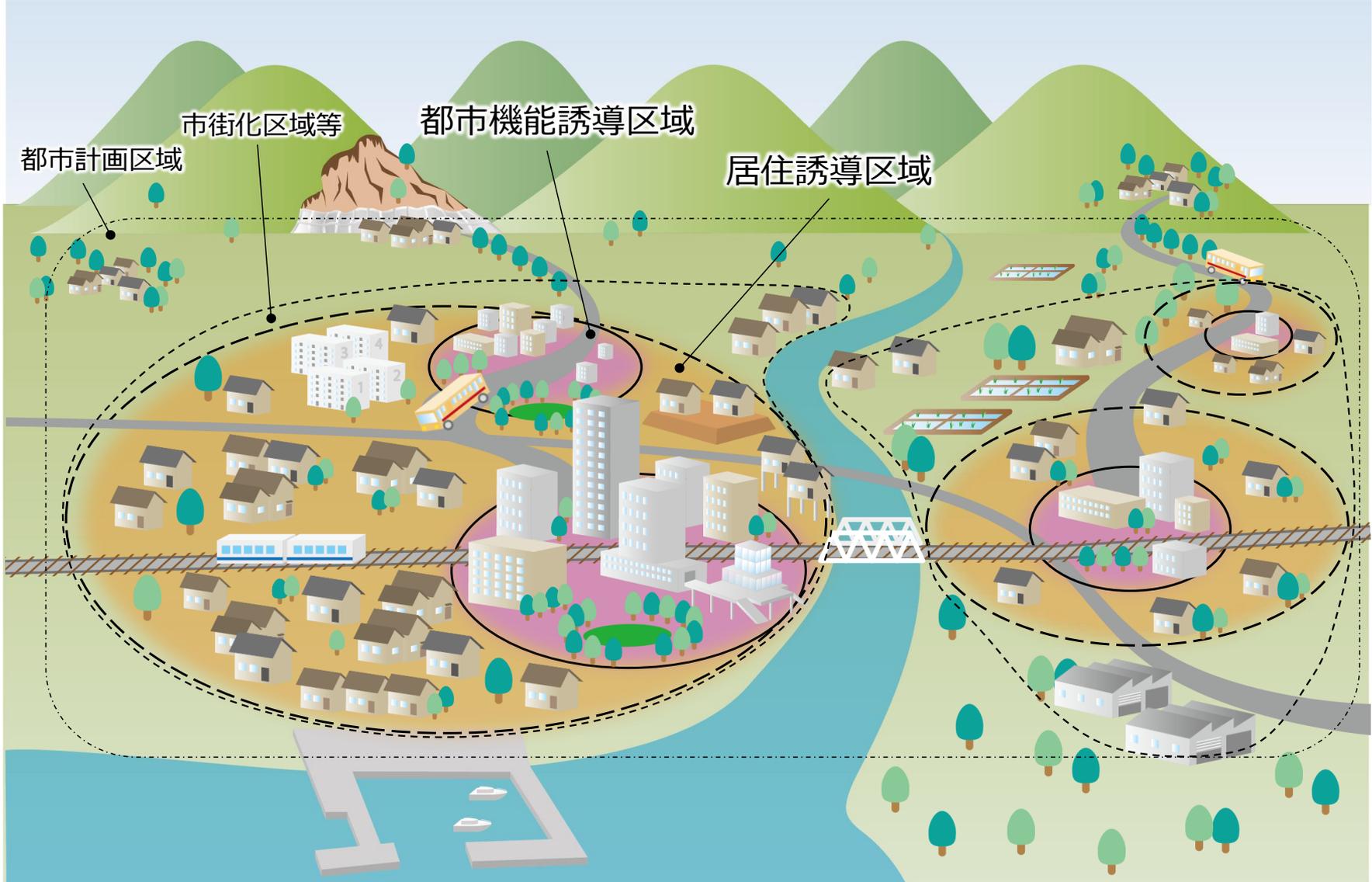
- 原則的に開発は認められない(開発許可)
- 原則的に公共投資は行われない

居住誘導区域、都市機能誘導区域

誘導区域外



○立地適正化計画は、都市計画区域が指定されている市町村において、市街化区域等の範囲に居住誘導区域と都市機能誘導区域を定め、コンパクトなまちづくりを推進。



※市街化区域等の「等」は、非線引き都市計画区域における用途地域指定の範囲を指す

立地適正化計画

(市町村が作成)

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと施設を設定

- ◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進
 - 誘導施設への税財政・金融上の支援
 - 福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和
 - 公的不動産・低未利用地の有効活用
- ◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール
 - 誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ
 - 誘導したい機能の区域内での休廃止について届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

- ◆区域内における居住環境の向上
 - 住宅事業者による都市計画等の提案制度
- ◆区域外の居住の緩やかなコントロール
 - 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ

地域公共交通計画

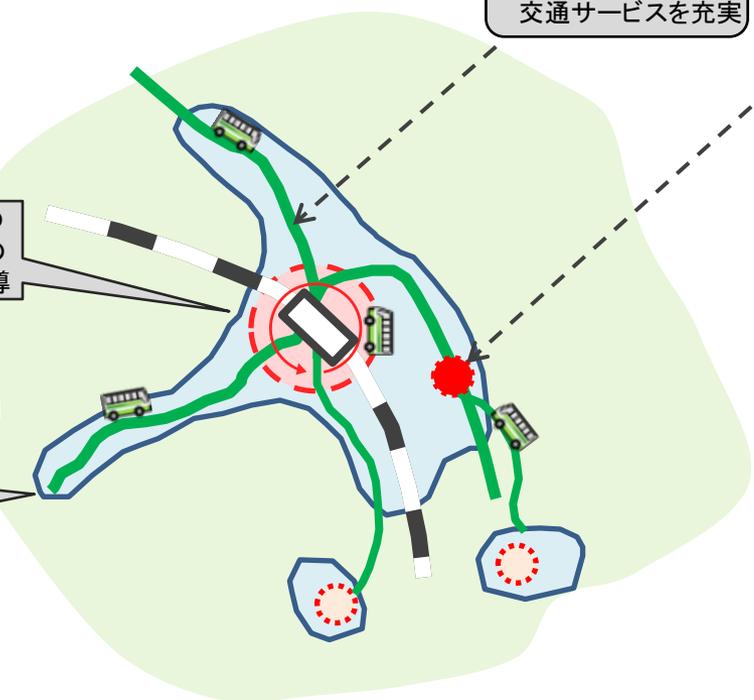
(市町村・都道府県が作成)

拠点間を結ぶ
交通サービスを充実

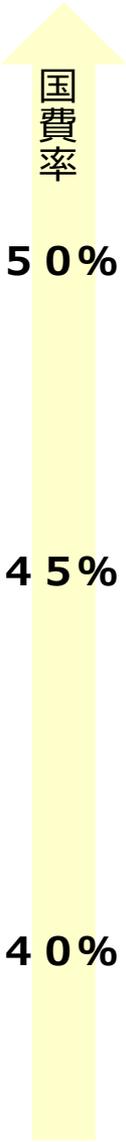
乗換拠点
の整備

拠点エリアへの
医療、福祉等の
都市機能の誘導

公共交通沿線への
居住の誘導



詳細は
次回



都市構造再編集中支援事業 (個別補助金) 立地適正化計画に基づく取組等に対し集中的に支援

- 都市機能誘導区域及び居住誘導区域内等に
施行地区を限定し、集中支援
- 国費率が50% (都市機能誘導区域等)、
45% (居住誘導区域等) にアップ
- 拡充措置として
 - ・病院、学校、図書館、子育て支援施設 (誘導施設) など、幅広い施設整備が可能に
 - ・都道府県等、民間事業者へも直接支援可能に
 - ・居住誘導に関する取り組みが支援対象に

立地適正化計画に基づくまちづくりに対して
嵩上げ・拡充

都市再生整備計画事業 (社会資本整備総合交付金) 地域の様々なまちづくりを支える、ベーシックな交付金

- 平成16年度に創設され「まちづくり交付金」として親しまれていた、自由度の高い交付金。
- 支援対象は、様々な公共施設のみならず、都市施設、まちづくりの調査や、社会実験といったソフト事業も実施できます。

交付対象: 市町村、市町村都市再生協議会

施行地区: (市街化区域及び用途地域内) 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している ※R7年度以降に計画を提出した場合
ピーク時に片道時間3本以上の鉄道駅から半径1km・バス停から半径500mの範囲 等

(市街化区域及び用途地域外) 観光等地域資源の活用に関する計画がある地域

都市再生整備計画関連事業(旧まちづくり交付金)

○ 都市再生整備計画（旧まちづくり交付金）関連事業は、様々な政策目的に応じて、事業メニューを選択することができます。

都市構造再編集中支援事業（個別補助金） 立地適正化計画に基づく取組等に対し集中的に支援

立地適正化計画に
関係する事業

詳細は
次回

誘導施設・基幹的誘導施設・既存建造物活用事業（誘導施設）

医療・福祉施設 幼稚園・学校 図書館・博物館

居住誘導促進事業

居住誘導区域へ移転を希望する者への支援
R4創設

高次都市施設

地域交流センター 観光交流センター
テレワーク拠点施設 ワークション拠点施設

子育て支援施設 複合交通センター

既存建造物活用事業（誘導施設除く）

既存建造物を活用した高次都市施設等

エリア価値向上整備事業

既存ストックを活用し官民連携でエリア価値向上の取組
R4創設

道路

公園 ※小規模な公園も対象

区画整理・再開発

地域生活基盤施設

広場・緑地情報板
駐車場 駐輪場
地域防災施設
人工地盤（デッキ・地下道）
再生可能エネルギー施設
R4創設

高質空間形成施設

緑化施設
電線類地中化
歩行支援施設（バリア施設）
情報化基盤施設（カメラ・センサー）

河川/下水道

住宅系事業

優良建築物等整備事業
公営住宅等整備 等 まちなみ環境整備事業 等

提案事業

- ・事業活用調査
- ・まちづくり活動推進事業
- ・地域創造支援事業

基幹事業費の一定割合の枠内で実施可能

都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金） 地域の様々なまちづくりを支える、ベーシックな交付金

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）

◆ 災害ハザードエリアにおける開発抑制
（開発許可の見直し）

<災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

<災害イエローゾーン>

-市街化調整区域における住宅等の**開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

区 域	対 応
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域 開発許可を原則禁止
災害イエローゾーン	市街化調整区域 開発許可の厳格化

【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・浸水被害防止区域
- ※R3年法改正により追加

災害イエローゾーン

- ・土砂災害警戒区域
- ・浸水想定区域（洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る。）



◆ 立地適正化計画の強化

（防災を主流化）

-立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外**

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「**防災指針**」の作成

- （避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等）

【都市再生特別措置法】

◆ 災害ハザードエリアからの移転の促進

-市町村による防災移転支援計画

〔市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等〕

【都市再生特別措置法】

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和

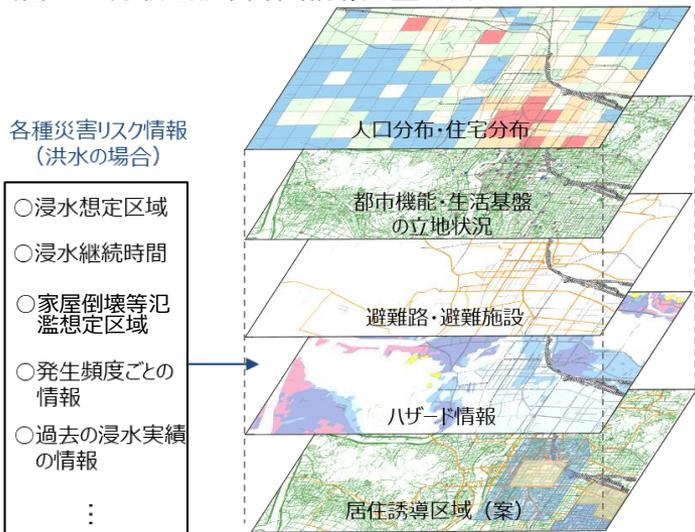
（10戸→5戸等））

- 市街化調整区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 災害レッドゾーン
- 災害イエローゾーン

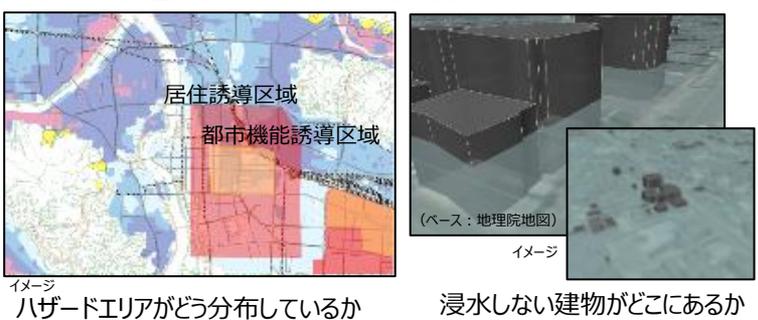
防災指針の概要

- 居住の安全確保等の防災・減災対策の取組を推進するため、都市再生特別措置法の一部を改正し、立地適正化計画に「防災指針」を記載することを位置づけ、令和2年9月7日より施行。
- 立地適正化計画においては災害リスクを踏まえて居住や都市機能を誘導する地域の設定を行い、区域内に浸水想定区域等の災害ハザードエリアが残存する場合には適切な防災・減災対策を「防災指針」として位置付けることが必要。

■ 災害リスク分析と都市計画情報の重ね合わせ

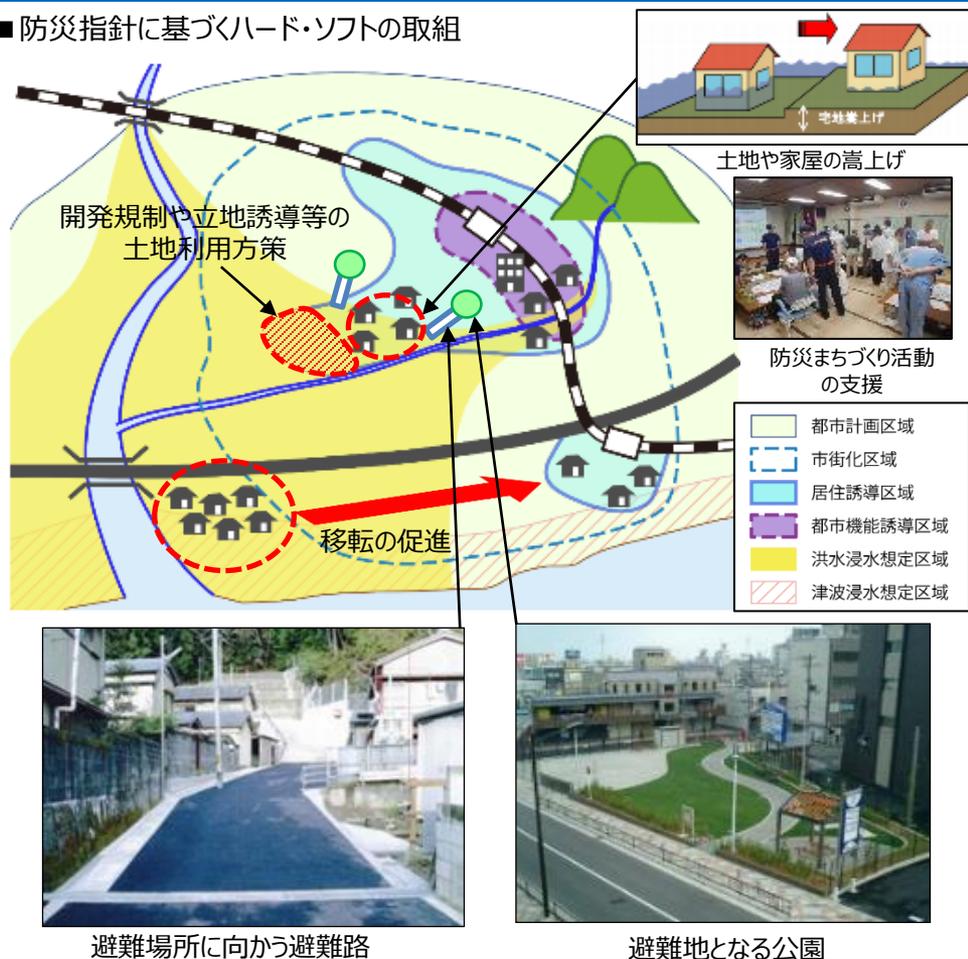


■ 都市の災害リスクの高い地域等の抽出



防災まちづくりの将来像・目標と取組方針の設定

■ 防災指針に基づくハード・ソフトの取組



立地適正化計画の作成状況（関東地方整備局管内）

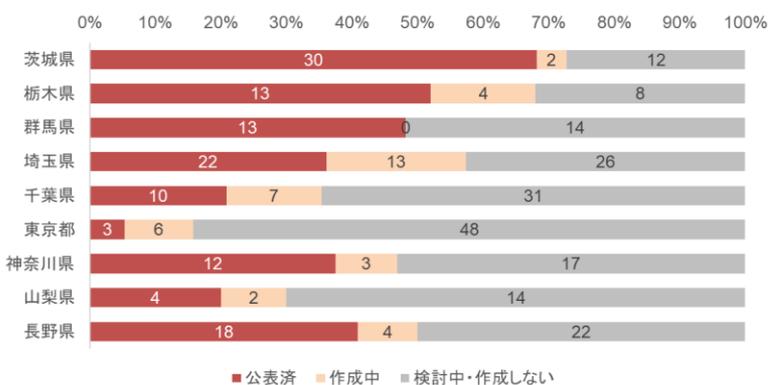
関東地整管内 **358都市**のうち、立地適正化計画を **125都市**が公表済（うち防災指針作成済 **25都市**）、**41都市**が作成中。（令和4年12月31日時点）

都県名	市区町村名	立地適正化計画	備考
茨城県	水戸市	■：公表済	
	日立市	■：公表済	
	土浦市	■：公表済	
	古河市	■：公表済	
	石岡市	■：公表済	
	結城市	●：作成中	
	龍ヶ崎市	■：公表済	
	下妻市	■：公表済	
	常総市	■：公表済	
	常陸太田市	■：公表済	
	高萩市	■：公表済	
	笠間市	■：公表済	
	取手市	■：公表済	
	牛久市	■：公表済	
	つくば市	■：公表済	
	ひたちなか市	■：公表済	
	守谷市	■：公表済	
	常陸大宮市	■：公表済	
	那珂市	■：公表済	
	坂東市	■：公表済	
	かすみがうら市	■：公表済	
	神栖市	■：公表済	
	鉾田市	■：公表済	
	つくばみらい市	■：公表済	
小美玉市	■：公表済		
茨城町	■：公表済		
大洗町	■：公表済		
城里町	■：公表済		
東海村	■：公表済		
天子町	●：作成中		
阿見町	■：公表済		
境町	■：公表済		

都県名	市区町村名	立地適正化計画	備考
栃木県	宇都宮市	■：公表済	
	足利市	■：公表済	
	栃木市	■：公表済	
	佐野市	■：公表済	
	鹿沼市	■：公表済	
	日光市	■：公表済	
	小山市	■：公表済	
	真岡市	■：公表済	
	大田原市	■：公表済	
	矢板市	●：作成中	
	那須塩原市	■：公表済	
	さくら市	●：作成中	
	那須烏山市	●：作成中	
	下野市	■：公表済	
	益子町	●：作成中	
	茂木町	■：公表済	
	芳賀町	■：公表済	
	群馬県	前橋市	■：公表済
高崎市		■：公表済	
桐生市		■：公表済	
伊勢崎市		■：公表済	
太田市		■：公表済	
館林市		■：公表済	
渋川市		■：公表済	
藤岡市		■：公表済	
富岡市		■：公表済	
吉岡町		■：公表済	
明和町		■：公表済	
千代田町		■：公表済	
邑楽町	■：公表済		

都県名	市区町村名	立地適正化計画	備考
埼玉県	さいたま市	●：作成中	
	川越市	■：公表済	
	熊谷市	■：公表済	
	行田市	●：作成中	
	秩父市	■：公表済	
	所沢市	●：作成中	
	本庄市	■：公表済	
	東松山市	■：公表済	
	春日部市	■：公表済	
	狭山市	●：作成中	
	鴻巣市	●：作成中	
	深谷市	●：作成中	
	草加市	■：公表済	R4.10.1公表
	蕨市	■：公表済	
	戸田市	■：公表済	
	朝霞市	●：作成中	
	志木市	■：公表済	
	和光市	●：作成中	
	久喜市	●：作成中	
	蓮田市	■：公表済	
	坂戸市	■：公表済	
	幸手市	●：作成中	
	鶴ヶ島市	■：公表済	
	日高市	■：公表済	
	白岡市	●：作成中	
	三芳町	●：作成中	
	毛呂山町	■：公表済	
	越生町	■：公表済	
	小川町	■：公表済	
	鳩山町	■：公表済	
	美里町	●：作成中	
	上里町	■：公表済	
寄居町	■：公表済		
宮代町	●：作成中		
杉戸町	■：公表済		
千葉県	千葉市	■：公表済	
	銚子市	●：作成中	
	船橋市	●：作成中	
	木更津市	■：公表済	
	松戸市	■：公表済	
	成田市	■：公表済	
	佐倉市	■：公表済	
	習志野市	●：作成中	
	柏市	■：公表済	
	市原市	■：公表済	
	流山市	■：公表済	
	君津市	●：作成中	
	匝瑳市	●：作成中	
	酒々井町	■：公表済	
栄町	■：公表済	R4.11.22公表	
芝山町	●：作成中		
長生村	●：作成中		

都県名	市区町村名	立地適正化計画	備考
東京都	八王子市	■：公表済	
	府中市	●：作成中	
	調布市	●：作成中	
	日野市	●：作成中	
	福生市	■：公表済	
	狛江市	■：公表済	R4.12.20公表
	西東京市	●：作成中	
	武蔵村山市	●：作成中	
	瑞穂町	●：作成中	
	神奈川県	川崎市	●：作成中
相模原市		■：公表済	
横須賀市		■：公表済	
平塚市		●：作成中	
鎌倉市		■：公表済	
藤沢市		■：公表済	
小田原市		■：公表済	
逗子市		●：作成中	
秦野市		■：公表済	
厚木市		■：公表済	
大和市		■：公表済	
伊勢原市		■：公表済	
山梨県	甲府市	■：公表済	
	山梨市	■：公表済	
	大月市	■：公表済	
	韮崎市	●：作成中	
	甲斐市	●：作成中	
	上野原市	■：公表済	
長野県	長野市	■：公表済	
	松本市	■：公表済	
	上田市	■：公表済	
	岡谷市	■：公表済	
	飯田市	■：公表済	
	諏訪市	■：公表済	
	須坂市	●：作成中	
	小諸市	■：公表済	
	伊那市	■：公表済	
	駒ヶ根市	■：公表済	
	中野市	●：作成中	
	大町市	■：公表済	
	飯山市	■：公表済	
	茅野市	■：公表済	
塩尻市	■：公表済		
佐久市	■：公表済		
千曲市	■：公表済		
安曇野市	■：公表済		
御代田町	●：作成中		
富士見町	■：公表済		
白馬村	■：公表済		
坂城町	●：作成中		



※ 赤文字は作成・公表済

※ 水色着色は防災指針を作成・公表済

令和 5 年 度
都 市 局 関 係 予 算 概 要

令和 5 年 1 月

国土交通省都市局

IV. 令和5年度 都市局関係予算 主な新規・拡充事項等

1. 防災・減災まちづくりの更なる推進

(1) 事前防災まちづくりの推進

防災集団移転促進事業 補助 **1.3億円(1.02倍)**
 都市再生整備計画事業 防交交 **8,313億円の内数**

巨大地震による津波災害及び激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、災害発生が予想される地域からの住居や公共公益施設等を移転することによる事前防災まちづくりを推進する。

そのため、防災集団移転促進事業の見直しにより災害レッドゾーンからの事前移転を推進するとともに、事前復興まちづくり計画等に基づく防災拠点の形成に対する支援を行う。

防災集団移転促進事業

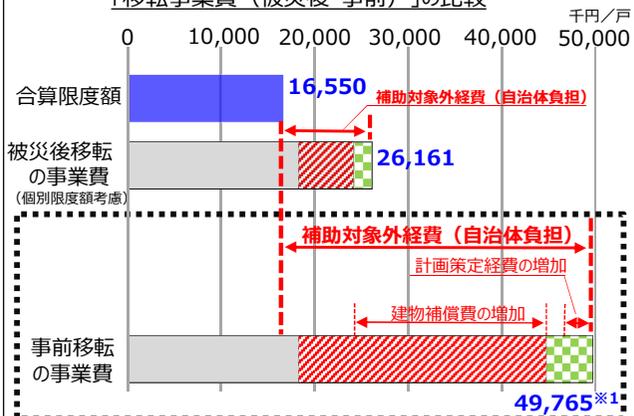
○事前防災のための防災集団移転促進事業の推進

防災集団移転促進事業には補助対象経費の合計に限度額（合算限度額）が設定されていることにより、事前移転の場合は、被災後移転の場合よりも建物補償費や計画策定経費が高額となり自治体負担が増加するため、取組が進みにくい状況。

このため、事前移転の場合においては、一定の要件の下で合算限度額を設定しないこととすること等により、事前防災を推進。

現行制度

防災集団移転促進事業における「合算限度額」と「移転事業費（被災後・事前）」の比較



※1 東日本大震災において実施された防災集団移転促進事業のうち、住宅団地戸数が15～25戸の事業の平均値に一般的な建物補償費を加算し、事前移転の場合における事業費を試算した金額 (15～25戸：東日本大震災を除く本事業の住宅団地平均戸数) (国土交通省調べ)

- 住宅団地の用地取得・造成、住宅建設等に対する助成等
- 元地の土地の買取及び建物補償
- 計画策定経費

拡充

○事前移転の場合は、以下の要件の下で合算限度額を設定しない※2こととする。

<要件>

- ① 流域治水プロジェクトなど、地域の安全確保に資する施策を推進するための計画に明記された事業であること
- ② 移転元地防御のための施設整備（ハード整備）を行わず、必要最低限のインフラ整備に限定すること
- ③ 移転に要する事業費が堤防などのハード施設のトータルコストを上回らないこと

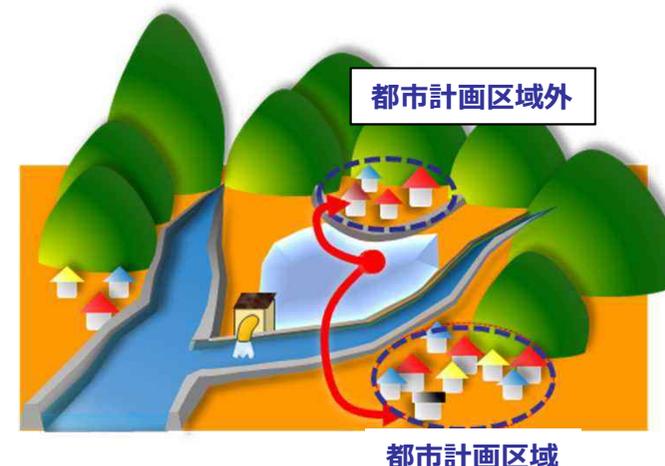
※2 「元地の土地の買取及び建物補償」に新たな個別限度額を設定

事前移転への支援の拡充により、事前移転の場合の自治体負担を軽減

都市再生整備計画事業

○防災拠点形成への支援

災害発生が予想されるような地域（都市計画区域外を含む）において、事前復興まちづくり計画等に基づき行われる、防災拠点の形成に必要なインフラの整備について、防災・安全交付金により支援。



事前復興まちづくり計画等に基づく防災拠点の形成を支援

1. 防災・減災まちづくりの更なる推進

(2) 災害に強い都市拠点・市街地の形成

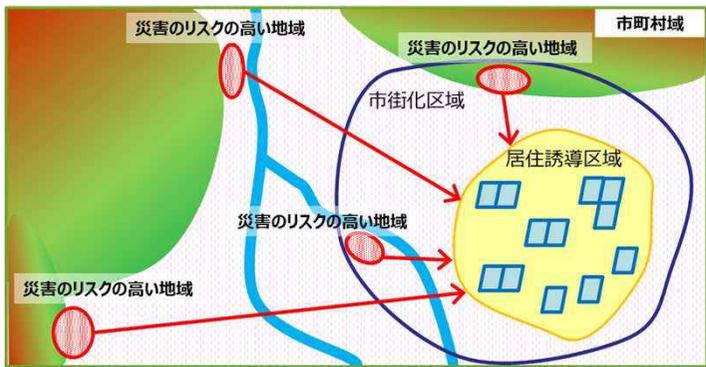
都市構造再編集中支援事業 補助 **700.0億円(1.00倍)**
 都市再生区画整理事業、都市・地域交通戦略推進事業 防交安 **8,313億円の内数**

切迫する南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の地震や激甚化・頻発化する水災害等に対応するため、災害リスクの高いエリアからの移転の促進や災害に強い都市拠点・市街地の形成など、コンパクトで災害に強いまちづくりを推進する。

都市構造再編集中支援事業

○災害リスクの低い地域への居住誘導の更なる推進

災害リスクの高い地域から安全な地域への居住誘導を促進するため、居住誘導区域への移転を支援する居住誘導促進事業について、防災指針に位置付けられた災害リスクの高い地域から居住誘導区域への移転支援を強化する。



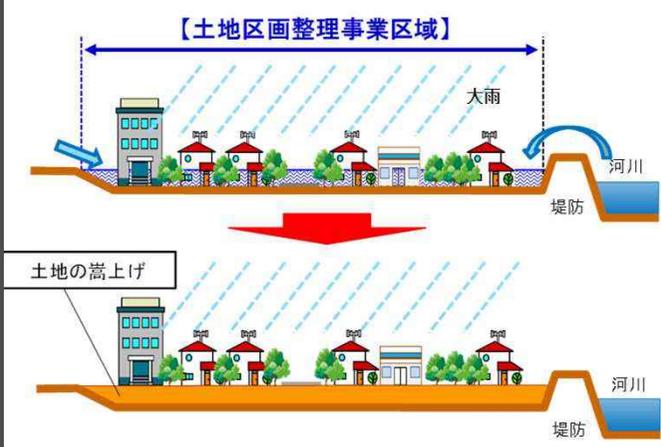
災害リスクの高い地域からの移転

拡充内容
 防災指針に即して、災害リスクの高い地域から移転する場合、施行地区要件：「居住誘導区域面積が市街化区域等面積の1/2以下」の適用を除外する。

都市再生区画整理事業

○居住エリアの安全性強化

防災指針に則して浸水対策として土地の高上げを行う土地区画整理事業について、エリア単位での一時移転を行う際に必要な移転補償費（別地区への一時移転に要する転居費用の掛かり増し分及び仮住居等に係る費用に限る。）を支援対象に追加する。



浸水対策として行う土地の高上げイメージ

都市・地域交通戦略推進事業

○災害に強い駅まち空間の再構築

多くの人々が集まる駅・駅前広場と周辺街区（駅まち空間）において、防災力強化に向けた計画の作成を支援対象に追加するとともに、地域の防災力強化に資する駅まち空間の整備等について、防災・安全交付金により支援する。

- 災害時に必要な機能の確保**
 - 一時滞在空間や災害支援拠点として活用可能な空間整備
 - 安全な避難経路の確保
 - エネルギー供給、情報発信等に係る機能の確保
 - 民間施設と連携した一時滞在施設の確保
- 代替輸送手段の確保**
 - シェアモビリティの導入
 - 民間施設や多様なモビリティと連携したルール・システムの構築



- 適切な避難行動の促進**
 - 人流シミュレーションに基づく避難計画・誘導方針の策定
 - 避難動線を考慮したデジタルサイネージの設置
 - ライブカメラ等によるリアルタイム混雑状況等の発信

地域の防災力強化に資する駅まち空間の再構築イメージ

令和5年度

水管理・国土保全局関係
予算概要

令和5年1月

国土交通省 水管理・国土保全局

特定都市河川流域における下水道による浸水対策の強化

- 浸水の危険が高い地域を抱える特定都市河川流域について、下水道浸水被害軽減総合事業の対象エリアに追加し、下水道管理者等による排水施設や貯留施設の整備とソフト対策を組み合わせ、浸水に対する総合的な対策を推進。

背景・課題

- 気候変動による降雨量の増大により、全国各地で支川の氾濫や雨水出水による浸水被害が頻発。
- 河川・ダム整備のみによる浸水被害の防止が困難である特定都市河川流域においては、従来の排水施設に加え、あらゆる関係者が協働し、更なる貯留・浸透対策の強化とソフト対策を組み合わせ、総合的な浸水対策が必要。



武雄市※内の内水被害の状況 (令和3年8月)

※特定都市河川流域の指定を検討中

新規事項

- 特定都市河川流域における浸水対策強化のため、以下の拡充を実施。

■ 下水道浸水被害軽減総合事業の対象エリアの拡大

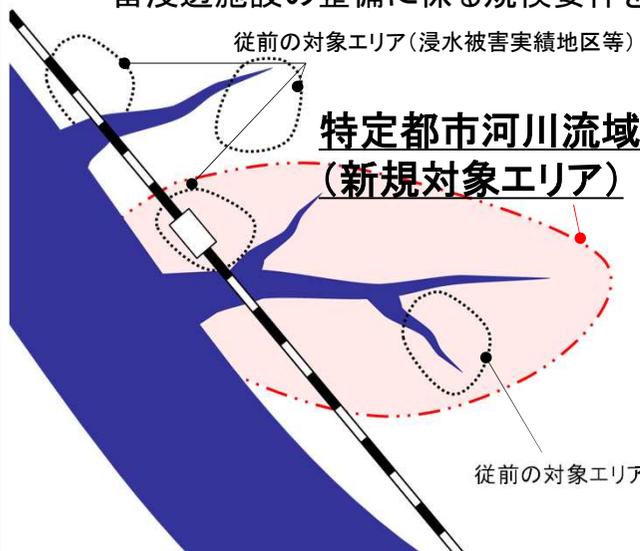
対象: 下水道管理者等(止水板等の設置に関しては、民間事業者等への助成も含む)

拡充内容: ハード・ソフト一体的な浸水対策(右下交付対象)を支援する下水道浸水被害軽減総合事業の対象エリアに、新たに特定都市河川流域を追加

■ 特定都市河川流域における貯留・浸透対策の強化

対象: 下水道管理者

拡充内容: 下水道浸水被害軽減総合事業において、特定都市河川流域に限り、雨水貯留浸透施設の整備に係る規模要件を撤廃



交付対象

- 排水施設
- 雨水貯留浸透施設
- ← 施設規模要件を緩和して下水道管理者による整備を加速
- 移動式排水施設
- 河川等からの逆流防止施設
- 水位データ等の情報提供施設
- 防水ゲート、止水板 等